

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 1 月 21 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

(1) 件名

京都府大野発電所(水力発電所)の電力売却

(2) 契約書及び仕様等

別添電力受給契約書(案)及び仕様書のとおり

(3) 契約期間等

ア 契約期間 契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

イ 売却期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで(2箇年)

(4) 対象発電所

大野発電所(京都府南丹市美山町樅原中の山 48 番地)

最大出力:11,000 kW

(5) 予定売却電力量 66,800,000 kWh

なお、売却電力量が予定売却電力量と比較して増減がある場合でも、全量を購入するものとする。

(6) 売却期間において、大野発電所から購入した売却電力量は非化石価値も含め京都府内へ全量供給するものとする。

(7) 大野発電所の売却する電気には、非化石価値等の付加価値を含むものとし、「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)」等の非化石価値に関する法令等に改正があった場合には、その取扱いについて協議するものとする。

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府建設交通部公営企業経営課

電話番号(075)414-5478

FAX 番号(075)414-5470

(2) 仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書(別記様式1)(以下「申請書」という。)の交付期間等

ア 交付期間

令和 8 年 1 月 21 日(水)から令和 8 年 1 月 28 日(水)まで

イ 交付場所

原則として、京都府の公営企業のホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/koei/>)からダウンロード

ードすること。やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間(日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午前 12 時 00 分から午後1時 00 分までを除く。)の間に(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

(3) 交付費用

無償

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからコまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者

エ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者

オ 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けていない者

カ これまでに、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)」第 31 条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第 34 条第4項に基づき国からその事業者名を公表された事業者

キ 直近の事業年度の財務諸表において、債務超過又は累積欠損がある事業者

ク 令和5年度から令和6年度の期間において、供給実績が大野発電所の予定売却電力量である 66,800,000kWh 未満の者

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下「法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 法人の役員等(入札に参加を希望する者が個人の場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合はその役員、支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団又は暴力団員であると認められる者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極

的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- コ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 入札参加資格の確認手続

資格審査を受けようとする者は、申請書及び入札参加資格確認資料を次のとおり提出し、入札参加資格の有無について認定を受けなければならない。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

なお、入札参加資格申請手続きに係る質疑については、随時回答するものとする。

(1) 提出期間

令和8年1月21日(水)から令和8年1月28日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 提出場所

2の(1)と同じ

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時まで(午前12時00分から午後1時00分までを除く。)の間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

簡易書留で提出期間内に必着のこと。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を各一通添付しなければならない。

ア 商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款

イ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けていることを証する書類

ウ 4の(1)のイに該当しないことを証明する書類(電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)様式第2第1表(発受電月報(総括表))等)

エ 府税納税証明書(別記様式2)又は滞納がないことを示す書類

オ 消費税及び地方消費税納税証明書

カ 取引使用印鑑届(別記様式3)

キ 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書(附表を含む)(申請日直近の事業年度のもの))

ク 印鑑証明書

ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状(別記様式4)

コ 宣誓書(別記様式5)

サ 返信用封筒(第一種定形郵便物の封筒に住所及び名称又は商号を記入し、460円分の切手を貼付したもの)

(5) 資料等の提出

申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るために、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府大野発電所(水力発電所)の電力売却に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

提出期間内に提出した者に、資格審査の結果(一般競争入札参加資格確認結果通知書(以下「確認結果通知書」という。)を文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和8年3月31日(火)までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(3又は4の(1)のア又はケ若しくはコに該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 法人が営業の全部を譲渡したときは、営業の全部を譲り受けた法人

イ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

ウ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は法第32条第1項各号に掲げる者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者に

についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第 234 条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

(1) 入札の参加

7により送付した確認結果通知書に参加資格「有」の記載のある者以外の者の参加は認めない。(入札の際に確認する。)

(2) 入札の日時及び場所等

ア 日 時 令和 8 年 2 月 17 日(火)午後2時

イ 場 所 京都市上京区下立売通新町西入戸ノ内町
京都府庁1号館 1 階 入札課 入札室

ウ その他 郵送による場合の入札書の提出については 11 の(3)のキのとおりとする。

(3) 入札方法

ア 入札書(別記様式6)により作成し、持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。更に、入札書に入札者の名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に名称又は商号及び「京都府大野発電所(水力発電所)の電力売却 入札書在中」と記入し、封筒の開口部を封印すること。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1者の場合には、入札を中止することがある。

オ 入札回数は、2回までとする。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

キ 郵送による入札書の提出方法

(ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。

(イ) 入札書は、二重封筒とし、表封筒に「12 月 16 日開札 京都府大野発電所(水力発電所)の電力売却 入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、入札執行者(京都府建設交通部公営企業経営課長)あて

の親展とする。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(エ) 提出先等

提出先 2の(1)と同じ。

受領期限 令和8年2月16日(月)午後5時まで(必着)

添付書類 確認結果通知書の写し(1枚)

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額及び電力量料金単価については訂正できない。

(5) 入札書は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(7) 入札者は、仕様書、電力受給契約書(案)及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に關係ある職員(以下「入札関係職員」という。)に対して質疑書(別記様式7)により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 質疑書

(ア) 提出日 令和8年2月6日(金) 11時30分まで

(イ) 提出方法 持参又はFAX(075)414-5470

(ウ) 提出場所 2の(1)と同じ

イ 回答書

(ア) 交付期限 令和8年2月13日(金)

(イ) 交付方法 「京都府の公営企業」ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/koei/>)に掲載

ウ 質疑及び回答書は、仕様書の一部として、入札条件となる。

エ 質疑及び回答書の提出・交付の受理に応じない者でも、その内容について、すべて承知したものとして入札を行う。

(8) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札金額(2箇年分の電力量料金の総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札金額は電力量料金単価(1kWh当たりの単価、消費税及び地方消費税抜きの金額)に1の(5)に定める予定売却電力量を乗じて算定し、算定に用いた電力量料金単価も入札書に記入すること。

(9) 開札

ア 開札は、(2)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に關係のない職員(以

下「立会職員」という。)を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限以上の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

また、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、原則として入札を執行する。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかつた場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

おつて、(3)のキにおける郵送による場合の再入札書は、入札書とは別の中封筒に入れ、1の(1)の名称並びに「再入札書在中」と朱書きし、封印等の処理をした上で、(3)のキの表封筒に同封するものとする。この場合において、入札参加者が再入札書を提出しなかつたときは、入札者又はその代理人が直接入札する場合を除き、再度入札を棄権したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかつた者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

キ 同じ入札に2以上の入札(他の代理人としての入札を含む。)をした者のした入札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(12) 落札者の決定方法等

ア 京都府公営企業会計規程(昭和47年京都府公営企業管理規程第9号)第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「例による規則」という。)第145条の予定価格以上で最高の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立会わぬ者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者は、原則、落札決定後14日以内に契約を締結すること。

12 契約書の作成の要否

要する。(別添電力受給契約書(案)により作成する。なお、仕様書は契約書の一部となる。)

13 入札保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

免除する。

15 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な供給実績については、当該事業者が受給者と直接契約した実績でなければならない。
- (2) 1から 14 までに定めるもののほか、例による規則の定めるところによる。
- (3) 入札参加者名、入札金額及び電力量料金単価は、京都府ホームページにおいて公表する。
- (4) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、確認結果通知書のほか、印鑑、名刺を持参すること。
- (6) 落札者は、契約書締結日までに非化石価値単価(別記様式8)及び発電側課金単価(別記様式9)について提出すること。
- (7) 申請書の提出後に入札を辞退する場合は、入札辞退届(別記様式 10)を提出すること。